

(2) 事業の実施に係る取扱いについて

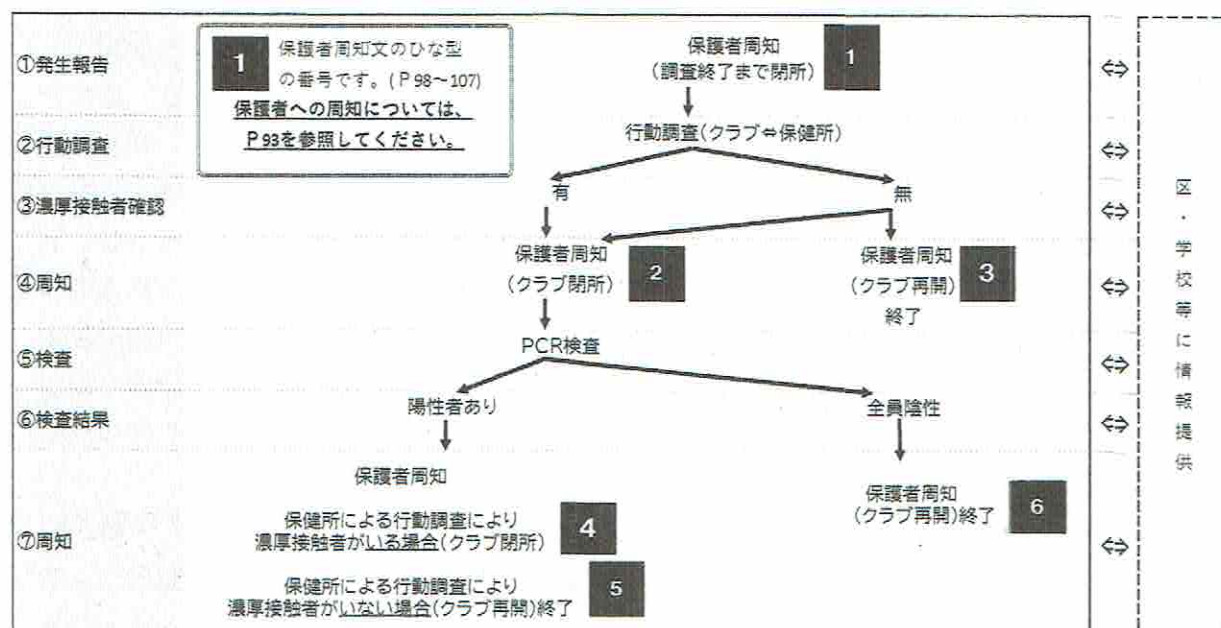
ア 利用児童・職員の感染が確認された場合

感染が確認された場合、保健所による調査が終わるまでは、クラブを閉所します。【フロー図①②】

保健所による調査により、濃厚接触者となる児童・職員がおらず、PCR検査の受検対象者もない場合には、翌日以降、クラブを開所します。保健所による調査により、濃厚接触者やPCR検査を受検する関係者がいた場合には、検査結果が出るまではクラブを引き続き閉所します。【フロー図②③④】

その後、検査の結果、全員陰性の場合には、翌日以降からクラブを再開します。陽性者がいた場合には、再度、保健所による調査を行い、濃厚接触者の特定やPCR検査を行うため、引き続き、クラブは閉所します。【フロー図⑤⑥⑦】

【児童・職員の感染が確認された場合(標準例)のフロー図】



※保護者周知については、状況等によって回数・タイミングが異なる場合があります。

- ・ 職員の感染については、クラブを利用する児童が通っている学校にも情報提供をします。
- ・ 保健所による感染源・感染経路及び濃厚接触者等に関する調査においては、詳細な情報提供をしていただくなど、協力をお願いします。

イ 利用児童・職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合

対象者の診断が確定するまでは、単に濃厚接触者に特定されたことを理由に閉所せず、クラブは開所します。

ただし、当該児童の利用または職員の勤務は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して14日間を経過するまで停止となります。

なお、検査によって陰性が確認された場合でも、濃厚接触者に特定された場合には、感染者との最終接触日から起算して14日間を経過するまではクラブの利用・出勤はできません。

ウ 利用児童・職員で感染が疑われる者が発生した場合

対象者の診断が確定するまでは、単に感染が疑われることを理由に閉所せず、クラブは開所します。

PCR検査を受けた者は、診断が確定するまで、当該児童の利用または職員の勤務は、停止となります。また、検査の実施の有無にかかわらず、体調がすぐれない職員・利用者が出勤・利用しないよう、周知を徹底します。

【参考】感染発生時等のクラブの閉所・開所について

NO	誰が	本人の状況	状況	キッズクラブ	児童クラブ
1	クラブの 児童・職員	感染確認	保健所による調査の結果が出るまで	閉所	
2			保健所による調査の結果、PCR検査を受検する必要あり	該当者のPCR検査の結果、全員が「陰性」であれば翌日から開所(ただし、濃厚接触者に特定された方は、健康観察期間が終わるまでは利用不可)	
3				該当者のPCR検査の結果、陽性者がいた場合には、再度、保健所が調査を行い、PCR検査受検者の対象者を確認(2.3または4へ。以降繰り返し)	
4			保健所による調査の結果、PCR検査を受検する必要なし	翌日から開所	
5		感染が疑われる	濃厚接触者、PCR検査の結果がでるまで	開所(濃厚接触者は利用・勤務停止)	
6	利用児童の 学校関係者 (児童・学 校職員等)	感染確認	学校が臨時休校中	閉所	開所(ただし、臨時休校中の児童は利用できない)※
7			学校が学級・学年閉鎖中	開所(ただし、学級・学年閉鎖中の児童は利用できない)※	

※インフルエンザ発生時の対応と同様に、児童の体調不良の有無に関わらず、学級・学年・学校閉鎖となった場合については、感染の拡大を防止するため、対象となる児童の利用はできません。